

導入します！

「書かない窓口」

運用
開始日

1月9日(金)～

設置
場所

役場本庁舎1階ロビー、住民課・税務課付近、
行政サービスコーナー(イオンモール東浦2階)

窓口で戸籍や住民票、税に関する証明書の請求手続きなどを行う際に、「氏名」や「住所」をはじめとした記載事項を印字することで申請書への手書きによる負担を軽減するシステムを導入します。

問い合わせ DX課 内線243

書かない窓口 その①

マイナンバーカードなどから氏名・住所などが印字できます！

お手持ちのマイナンバーカード、運転免許証または在留カードをシステムのカード読み取り機にかざすことで、「氏名」「住所」「生年月日」「性別」の情報を申請書の必要事項欄に印字することができます。複数の申請書を一度に作成することもできますので、同じ内容を繰り返し申請書に記入する必要がなくなります。

●利用可能な本人確認書類 マイナンバーカード、運転免許証、在留カード



「書かない窓口」に
対応している
申請手続き

住民課

証明書交付関係

- 印鑑登録証明書・住民票の交付
- 戸籍に関する証明書等の交付

マイナンバー手続き関係

- カードの受け取り
- 電子証明書の更新・新規発行
- 暗証番号の再設定・変更
- カードの住所や氏名等を変更
- 在留期間更新に伴うカードの有効期間の更新
- カードの紛失・廃止
- カードの特急発行
- カードの継続利用
- カードの一時停止解除

税務課

- 税務関係証明交付(所得・納税・固定資産)
- 閲覧申請書(公図・家屋図面・名寄帳)

くわしくは
コチラ



書かない窓口 その②

申請書を町公式LINEから事前に作成できます！

町公式LINEで事前に必要事項をすべて入力いただくことで、手書きによる申請書への記入が不要となり、申請書作成の時間を短縮できます。
なお、印字した申請書は窓口にお持ちいただき、内容を確認します。



町公式LINE

